

南濃衛生施設利用事務組合における  
自動販売機設置事業者募集要項

令和8年3月

南濃衛生施設利用事務組合

# 公募概要

## 1 公募物件

物件一覧表及び物件調書のとおり

## 2 応募資格

次の要件の全てを満たす者であること。

- (1) 自動販売機による飲料又は食品の販売及び自動販売機の管理を自ら行う法人又は個人事業者。（南濃衛生施設利用事務組合入札参加資格者名簿の登録の有無は問いません。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 法人税等並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者
- (4) 役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない者
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していない
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (8) 役員等が、暴力団、暴力団員又は(5)から(7)までに該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていない者

## 3 応募条件

物件調書、仕様書に記載のとおり。提案者は必ず事前に現地確認を行い、施設及び物件調書の条例に関して疑義がある場合は組合にお問い合わせください。

## 4 応募手続

### (1) 必要な書類

- ① 自動販売機使用料提案書（別紙様式）
- ② 法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証する書面
- ③ 自動販売機設置業務実績（任意様式）

- ④ 登録事項証明書（履歴事項全部証明書）※発行日から3か月以内のもの、写し可  
＜個人の場合＞身分（身元）証明書 ※発行日から3か月以内のもの、写し可

⑤ 事業概要

＜法人＞ 会社概要

＜個人＞創業日、事業内容、実績等のわかるもの

※南濃衛生施設利用事務組合契約規則第21条の規定に基づく 入札参加有資格者名簿に登載されている場合は、④の提出は不要。

※組合の登録業者以外の方は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの（発行日から3か月以内のもの、写し可）も併せて提出すること。

(2) 受付期間・提出先

① 令和8年3月16日(月)午後5時15分まで

② 郵送の場合は16日必着。

直接提出の場合は上記期間中の土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付を行います。

〔宛先: 〒503-1277 岐阜県養老郡養老町有尾730番地 南濃衛生施設利用事務組合〕

## 5 設置予定事業者の決定等

(1) 選定候補者の決定

組合が定めた最低使用料以上の額で、最も高額な年間使用料を見積もった者を選定候補者とします。最高の応募価格が2者以上ある場合は、職員によるくじ引きにより選定候補者を決定します。

応募の結果は令和8年3月19日（金）に組合ホームページで公表します。

※選定候補者には、個別に結果を連絡します。

(2) 審査

設置事業者の決定は、申込者それぞれに対し、連絡するとともに後日、南濃衛生施設利用事務組合のホームページに掲載する。

## 6 設置

審査に合格した者のみ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可申請書を受け、設置を行うことができる。

設置日までに使用許可申請書(別紙様式(第2条関係))を提出し、組合から交付を受けて下さい。

# 自動販売機設置仕様書

南濃衛生施設利用事務組合が公募により自動販売機設置事業者(以下、「設置者」という。)を選定し行う自動販売機の設置については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

## 1 使用の範囲

使用の範囲には、回収ボックス（ごみ箱）設置スペースを含むものとする。

## 2 使用料の納付方法

使用料の納付は、年度毎に全額を一括で前納するものとする。

## 3 費用負担

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置者の負担とする。
- (2) 光熱水費等の維持管理費は、設置者が負担するものとする。光熱水費等の徴収方法等については、物件調書において定めるものとする。

## 4 利用上の制限

- (1) 販売品目は物件調書に記載のあるものとし、酒類及びタバコの販売は行わないこと。
- (2) 自動販売機は、指定されたタイプを1台設置すること。
- (3) 設置機器は、省電力タイプのものを採用すること。
- (4) 商品補充及び自動販売機維持管理等のための車両は、施設管理者の指定する場所へ駐車すること。
- (5) 販売価格は通常市販価格を超えてはならない。
- (6) 販売した商品の容器は、設置者の責任で回収すること。  
また、設置者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを設置すること。
- (7) 上記以外に別途条件が付されている場所はそれに従うこと。

## 5 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収、金銭管理等及び自動販売機の維持管理は設置者が行うこと。
- (2) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、本体に連絡先を明記し、設置者の責任において対応すること。
- (3) 設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。

- (4) 商品の具体的な構成及び商品補充、容器回収頻度については、設置事業者の決定後、施設管理者と協議して決定すること。ただし、当該施設の良好な運営のため、施設管理者より商品補充・容器回収の要請があった場合は、設置者は別途対応すること。
- (5) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行う。
- (6) 節電等、組合が行う各種取り組みに協力すること。
- (7) 組合からの求めに応じて、自動販売機別の月毎販売個数を報告すること。

## 6 廃棄物の処理

- (1) 容器については、設置者の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) その他関係法令に基づき適正処理を行うこと。
- (2) 容器の処理に関する費用は、設置者の負担とする。

## 7 届出事項

次の各号のいずれかに該当するときは、設置者は書面により速やかに組合に対して届け出ること。

- (1) 本店所在地、商品又は代表者等の重要事項について変更のあったとき。
- (2) 地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 本許可に伴い設置される自動販売機の機器変更を行うとき。

## 8 その他

- (1) 各物件の個別に係る条件については、物件調書の内容によるものとする。ただし、調書に図示した設置場所は目安であるため、実際の設置場所は現地の状況に応じて組合と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 組合が許可の期間中に、当該施設内において、他の自動販売機又は売店等の販売施設の新設を行った場合であっても、本仕様に基づく許可は当初の条件どおり継続するものとし、使用料の変更は行わないものとする。

物件調書(1)

施設名	南濃衛生施設利用事務組合 清掃センター
施設内設置場所	職員駐車場西側
所在地	岐阜県養老郡養老町有尾730番地
連絡先	清掃センター管理棟2階事務所
自動販売機のタイプ	飲料(缶・ペットボトル)
使用期間	令和8年4月1日より

<留意事項>

- 使用料は、提案書の記載した金額に110/100を乗じた額とする。
- 電気料は、設置業者が自動販売機に設置したメーターまたは自動販売機のカタログをもとに組合が算出した額を納めるものとする。
- 季節に応じた温度の飲料を常備すること。
- 指定のスペース内に空き容器入れを設置すること（空き容器については、設置事業者にて回収すること）。
- 現地確認の際は、必ず組合と事前に調整を行うこと。
- 販売品目は次のものとし、酒類及びたばこの販売はしないこと。  
炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、お茶、スポーツ飲料などの缶及びペットボトルの清涼飲水。
- 自動販売機に伴う事故や盗難、破損について、組合の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。

物件調書(2)

施設名	南濃衛生施設利用事務組合 衛生センター
施設内設置場所	受入室出口シャッター外側
所在地	岐阜県養老郡養老町高田1859番地
連絡先	衛生センター管理棟2階事務所
自動販売機のタイプ	飲料(缶・ペットボトル)
使用期間	令和8年4月1日より

<留意事項>

- 使用料は、提案書の記載した金額に110/100を乗じた額とする。
- 電気料は、設置業者が自動販売機に設置したメーターまたは自動販売機のカタログをもとに組合が算出した額を納めるものとする。
- 季節に応じた温度の飲料を常備すること。
- 指定のスペース内に空き容器入れを設置すること（空き容器については、設置事業者にて回収すること）。
- 現地確認の際は、必ず組合と事前に調整を行うこと。
- 販売品目は次のものとし、酒類及びたばこの販売はしないこと。  
炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、お茶、スポーツ飲料などの缶及びペットボトルの清涼飲料水。
- 自動販売機に伴う事故や盗難、破損について、組合の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。